

R6年度指定給水装置工事事業者研修会 伝達事項

※R5研修資料からも一部抜粋しております。



R5研修資料は右のコードを
読み込み、PDFファイルをダ
ウンロードしてご確認ください。

秋田市上下水道局
研修HP



ページ番号: 1041892

秋田市上下水道局給排水課

伝達内容

- 1 給水装置工事申込み時および変更時の注意点について
- 2 工事検査に係る社内検査の留意事項について
- 3 道路占用工事完了届に関する注意喚起について
- 4 工事用一栓の届出について
- 5 宅内修繕に伴う見積書および請求書について
- 6 自署を要する申請書類に関する留意事項について(再)

1 給水装置工事申込み時および変更時の注意点について

(1) 書類提出前の確認および点検について

各申請書類の提出において、技術的な確認はもちろんのこと、単純な記載誤りや添付漏れが多く見られることから、会社内での確認および点検の強化をお願いいたします。

(2) 給水装置工事に係る協議について

複雑であったり特殊な背景を持つ工事の協議は、一般的な工事と比べ専門知識や施工経験がより重要になります。このような協議では主任技術者もしくは工事担当者など、特に業務に精通した社員の同席をお願いいたします。

2 工事検査に係る社内検査の留意事項について

申請図面等と竣工図面等の相違にご注意ください！

- ・工事検査において、配管経路や給水器具が申請図面等(変更図面含む)と相違している事例が多く見られます。
- ・社内検査にダブルチェックを導入するなど、誤りを発見出来る体制を作り、細心の注意を払って検査を受検してください。

なお、相違があった場合は工事検査前に変更協議を必ず行うようにお願いいたします。

3 道路占用工事完了届に関する注意喚起について

完了届の早期提出をお願いいたします！

- ・道路占用許可証の工期満了後半年～1年後に完了届を提出する事例が見られております。
- ・**工期満了時を目安**に提出してください。
(合理的な理由がある場合を除く)

【参考】道路占用許可条件(一部抜粋)
秋田市建設部建設総務課発行

工事完了後は速やかに、道路占用許可証(許可条件含む)の写し、平面図、工事写真(着工前、工事中、完了後)を添付し、「道路占用工事完了届」を提出すること。

3 道路占用工事完了届に関する注意喚起について

早期に提出しないとどうなるか？

○施工不備があった場合のリスク増大

- ・提出が遅れると施工不備の発見が遅れ、路面沈下等の大きな問題に発展する可能性があります。
- ・再施工を指示された際に占用許可の工期、道路使用許可期間を過ぎていた場合は占用許可、使用許可の変更や取り直しが必要となり、手続きに時間を要します。

○工事の記憶が曖昧になる

上下水道局や道路管理者からの質問に正確に答えられなくなる恐れがあります。

○写真データの紛失

写真の追加提出を求められた際に写真が見つからない、又は既に消去しているかもしれません。

4 工事中の一栓の届出について

工事中の通水は工事中の一栓の届出を！

工事中の一栓の届出を出さずメーター設置前に、短管および散水栓を使用し通水する事例が今年度に複数件ありました。

これらの事例は盗水の疑いを持たれる他、**指導・処分の対象となることから、必ず事前に**届出の提出をお願いいたします。

また、一栓の届出前に水の出を確認する場合は散水栓を設置せず、止水栓を開栓して確認してください。

5 宅内修繕に伴う見積書および請求書について

○市民の方々の声

・見積書、請求書の項目が「修繕一式」等と簡略化されており、施工内容が不明瞭だと感じる。

・工事の規模に比べて見積が高額だと感じ、他の業者に依頼したら金額が10倍以上違った。



依頼主の不信感

支払いの滞りや修繕以上の対応が必要になる可能性も・・・

項目を適度に細分化し、依頼主に疑義を持たれないような見積書、請求書の作成と丁寧な説明をお願いいたします。

6 自署を要する申請書類に関する留意事項について(再)

ハウスメーカー等から指定工事事業者が受けた給水装置工事申込書において、申請者ご本人から、「**自署**をしていないが大丈夫なのか」という心配の声をいただきました。

申請者からの**自署**でないことに加え、申請者が誓約部分を理解していないことで、後の争いの原因となることを問題視しております。

ハウスメーカー等から自署を受け取った際には、申請者が誓約部分を理解した上で自署したものであるかをハウスメーカーに確認後、審査係の窓口へ提出するようお願いいたします。



以上となります。
引き続き、法令等に基づいた施工を
お願いします。